

野々市市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、野々市小学校、富陽小学校及び布水中学校の定期監査（現地監査）を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和3年1月25日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査（現地監査）結果報告書

1 監査対象部局

野々市小学校、富陽小学校、布水中学校

2 定期監査実施期間

令和2年12月14日から令和3年1月25日まで

3 現地監査実施日

野々市小学校 令和3年1月12日（火）

布水中学校 令和3年1月12日（火）

富陽小学校 令和3年1月13日（水）

4 定期監査の範囲

令和2年度事務の執行及び管理状況

5 監査の方法

事前に必要と認められる資料の提出を求め、必要に応じて備品や学校内の状況等を確認し、現地監査実施日に校長及び担当事務職員から定期監査資料等に基づき給食費の納入、修繕及び補助金等の状況について聴取を行った。

6 監査の着眼点

発注事務の状況及び備品、給食費等の管理状況について学校における事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

7 監査の結果

事務の執行及び管理状況については、定期監査の範囲において、概ね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、口頭指導事項については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

8 監査の結果に添える指摘事項及び意見

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

[事務管理]

文書の処理について組織の意思決定がされたことが明らかになるように、教育委員会と協議のうえで統一した起案様式を用いることが望ましい。

[滞納整理事務]

未納の給食費の徴収は、未納額が大きくないうちに保護者に催告をされるように努めていただきたい。